

会議の公開及び会議録の作成等の取扱いについて

亀岡市男女共同参画審議会

1 会議の公開

- (1) 会議は、原則として公開とする。ただし、会長又は部会長が必要と認めるときは、会議に諮り、非公開とすることができる。
- (2) 会議の日程等は、事前に公表するものとし、遅くとも開催日の1週間前までに行う。ただし、会議の開催が急を要する場合はこの限りでない。
- (3) 公表の内容は、会議名、開催日時、会場、議題、傍聴席数等とする。
- (4) 公表の方法は、亀岡市ホームページ等による。

2 会議録の作成と公開

- (1) 会長又は部会長は、議事の概要を記録した会議録を会議終了後速やかに作成し、市民に公開する。
- (2) 会議録には、会議名、開催日時、会場、出席委員、傍聴者の有無、議事の経過概要と結果、配布資料名等を記載する。
- (3) 会議録は、会議資料とともに市庁舎市民情報コーナーに備え置き、閲覧に供するとともに、その概要を亀岡市ホームページに掲載する。